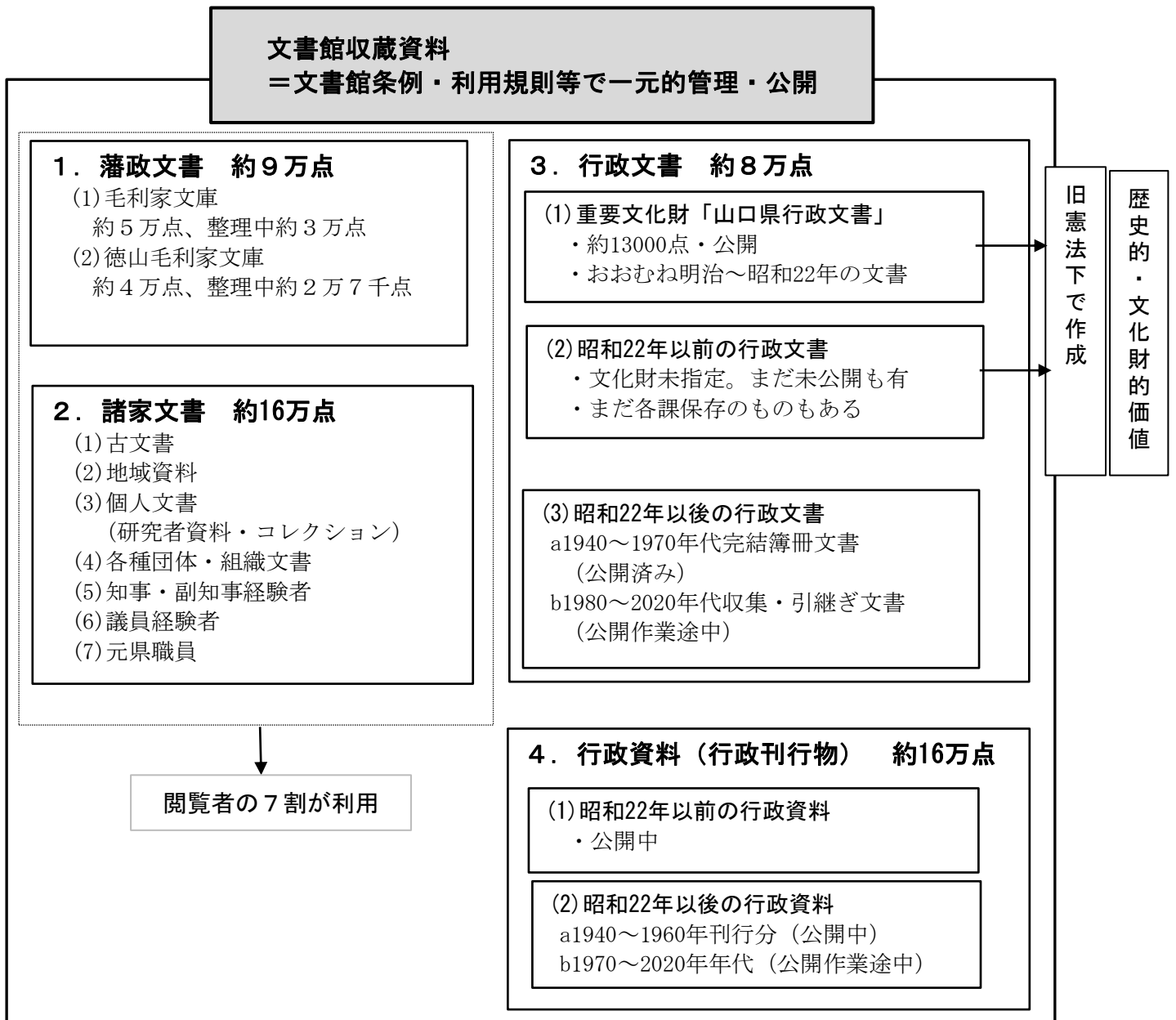


# ◇特定歴史公文書の範囲について

## 【現 行】



○文書館条例、文書館規則（第5条）、文書館利用規程、行政文書に含まれる個人情報の取扱要綱、山口県文書館行政文書収集基準などによる管理・公開

# 【案1】（学事文書課案）

現行「行政文書」すべてを特定歴史公文書とし、これを管理条例・規則で管理・公開（それ以外は文書館条例・規則による）

## 1. 藩政文書

- (1) 毛利家文庫  
約5万点、整理中約3万点
- (2) 徳山毛利家文庫  
約4万点、整理中2万7千点

## 2. 諸家文書

- (1) 古文書
- (2) 地域資料
- (3) 個人文書  
(研究者資料・コレクション)
- (4) 各種団体・組織文書
- (5) 知事・副知事経験者
- (6) 議員経験者
- (7) 元県職員

## 3. 行政文書

- (1) 重要文化財「山口県行政文書」
  - ・約13000点・公開
  - ・おおむね明治～昭和22年の文書
- (2) 昭和22年以前の行政文書
  - ・文化財未指定。まだ未公開も有
  - ・まだ各課保存のものもある
- (3) 昭和22年以後の行政文書
  - a1940～1970年代完結簿冊文書  
(公開済み)
  - b1980～2020年代収集・引継ぎ文書  
(公開作業途中)
  - c 管理条例での特定歴史公文書

特定歴史公文書の範囲

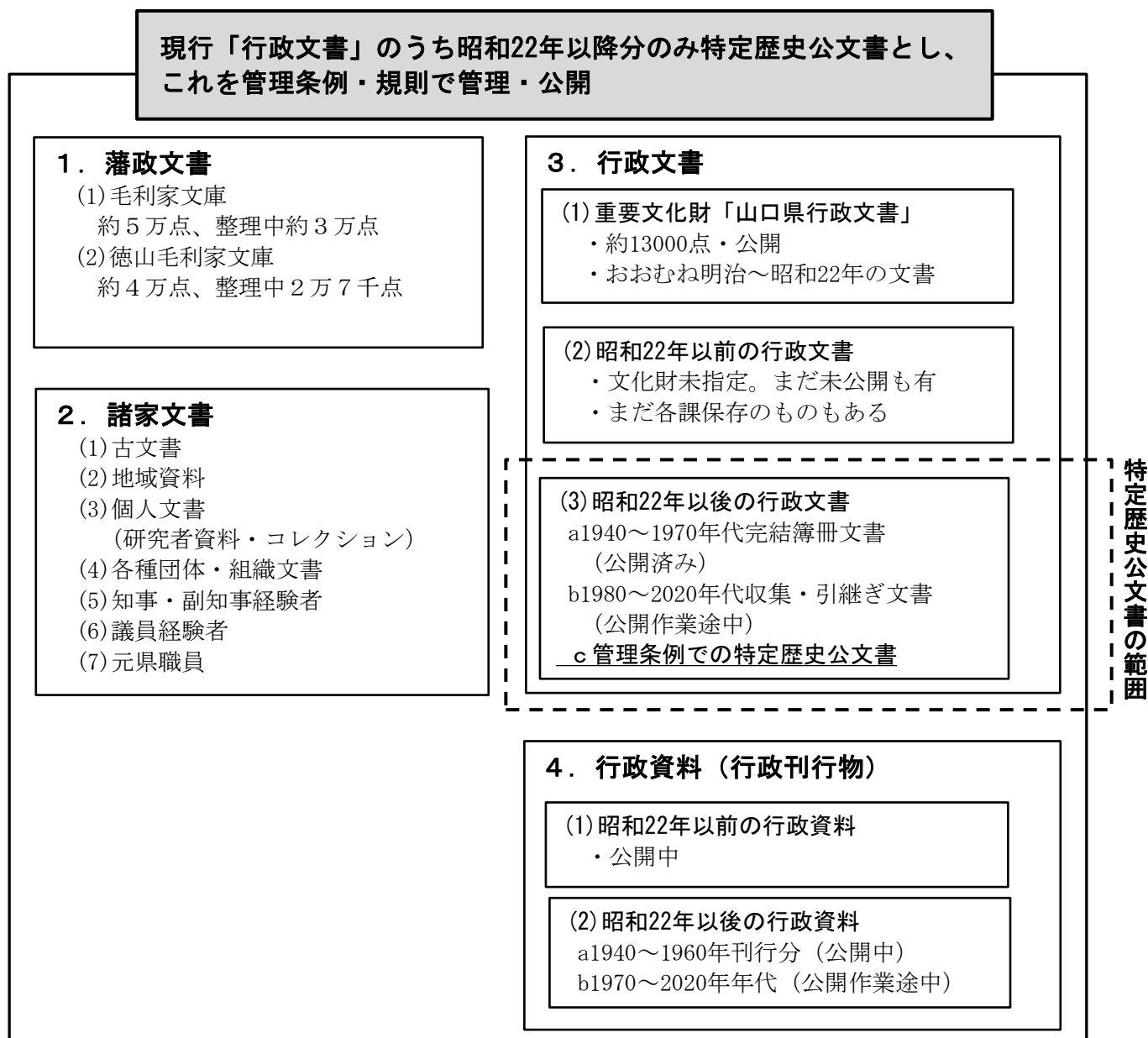
## 4. 行政資料（行政刊行物）

- (1) 昭和22年以前の行政資料
  - ・公開中
- (2) 昭和22年以後の行政資料
  - a1940～1960年刊行分（公開中）
  - b1970～2020年年代（公開作業途中）

- この場合、文書館条例、文書館規則（第5条）、文書館利用規程などの改正が必要
- 文書館収蔵資料が文書館条例と管理条例の2つで管理される体制

## 【案2】（文書館案）

- ・重要文化財「山口県行政文書」など昭和22年以前の文書を特定歴史公文書から除外する考え方



- この場合、文書館条例、文書館規則（第5条）、文書館利用規程などの改正が必要
- 文書館収蔵資料が文書館条例と管理条例の2つで管理される体制

## 重要文化財「山口県行政文書」および昭和 22 年 3 月以前の公文書を 「特定歴史公文書」の対象外としたい理由

○重要文化財「山口県行政文書」：平成 17 年国指定、約 13000 点

- ・明治 4 年(1871)から地方自治法施行以前の昭和 22 年(1947) 3 月まで、山口県庁で作成・取得された県行政文書
- ・明治～現代の山口県の政治・経済・文化を明らかにする上での歴史的資料として文化財的価値を高く評価

- (1) 重要文化財「山口県行政文書」は、現憲法下以前の「山口県」で作成・収集された文書であり、すでに 70 年以上の「時の経過」を経た歴史的な文書（古文書）となっており、文化財的価値が高いものとして評価されている
- (2) 従来、重要文化財「山口県行政文書」は、文化財保護法、山口県文書館条例、文書館利用規則などにもとづき、県文書館が適切に保存・管理し、公開、閲覧利用に提供してきた実績がある。
  - ① 「時の経過」を重視し公開を原則
  - ② 「行政文書に含まれる個人情報の取扱要綱」（内規）を定めて閲覧制限期間を設定し、個人情報保護を保護
  - ③ 原本保護の観点からコピーは不可。閲覧者によるカメラ撮影を原則
- (3) 基本的に「山口県公文書管理条例」は、日本国憲法下、昭和 22 年 4 月制定の地方自治法にもとづき設置された「山口県」で作成・管理されてきた公文書を対象とするものと文書館では理解。
- (4) 「山口県公文書管理条例」制定に伴い、重要文化財「山口県行政文書」を「特定歴史公文書」に含めて知事部局の所管とし、文書館の所管外とし、「公文書管理条例」による新たな公開手続きに替える必要性があるのかどうか。
  - ① 閲覧手続きが変更されることに伴う利用者の混乱
  - ② 「時の経過」を重視して文書館の判断で公開してきた文書に閲覧制限がかかる可能性  
※利用制限、第三者に対する意見書提出の定めなど
  - ③ 「写しの交付」が認められることで、利用者から文書本体の解体・改変を求められる可能性は生じないか（たとえば見えにくい「喉」の部分や、綴じこまれた絵図など）  
→重要文化財としての従来の慎重な管理保存が担保できるのか
- (5) 昭和 22 年 3 月以前の公文書で文化財未指定のものがあるが、これらについては将来的に重要文化財に追加指定される可能性もあり、重要文化財「山口県行政文書」に準じて「特定歴史公文書」から除きたい